



# 島根県報

令和5年12月28日（木）

号外 第 143 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

### 【条 例】

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する 条例	（人 事 課）	3
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例	（健 康 推 進 課）	6
島根県営住宅条例の一部を改正する条例	（建 築 住 宅 課）	7

## 公布された条例等のあらまし

### ◇会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第41号）

#### 1 条例の概要

##### (1) 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正

ア 条例の題名を会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例に改めることとした。

イ 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正（第5条関係）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6 月	100分の120	100分の117.5
12月	100分の130	100分の117.5

ウ 会計年度任用職員の勤勉手当について次のとおり定めることとした。（第6条関係）

(7) 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の職員であって、基準日に在職するものうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対し、当該職員の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給すること。

(4) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とすること。この場合において、任命権者が職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。

##### (2) 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとした。（第23条関係）

##### (3) 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

(2)に同じ。（第29条関係）

#### 2 施行期日

令和6年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例（条例第42号）

#### 1 条例の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う引用する条項の整理（第8条関係）

#### 2 施行期日

令和6年1月1日から施行することとした。

### ◇島根県営住宅条例の一部を改正する条例（条例第43号）

#### 1 条例の概要

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理（第6条関係）

(2) 県営住宅の設置を定めた別表に次の団地を加えることとした。（別表関係）

団地の名称	所 在 地
西玉江団地	江津市

#### 2 施行期日

1の(1)については令和6年4月1日から、1の(2)については規則で定める日から施行することとした。

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第41号

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例等の一部を改正する条例

(会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（平成31年島根県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例

第1条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第2条第5項中「第6条」を「第7条」に改める。

第5条第1項中「以下」の次に「この条並びに次条第1項及び第4項において」を、「第3項」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第2項中「100分の130」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「した日現在」の次に「。次条第4項において同じ。」を加える。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(勤勉手当)

第6条 勤勉手当は、任期の定めが6月以上の職員（これに準ずる者として人事委員会規則で定める職員を含む。）であって、基準日にそれぞれ在職するもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）のうち、人事委員会規則で定める勤務時間以上勤務するものに対し、当該職員の基準日以前において人事委員会規則で定める期間における勤務成績及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する会計年度の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は

死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が前項の職員に対して支給する勤勉手当の額の総額は、その者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の97.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 任命権者は、その者に属する職員が少数であるときその他特別の事情により、前項の勤勉手当の総額が同項の規定により難しいときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。
- 4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき報酬の月額に相当する額として人事委員会規則で定める額とする。
- 5 勤勉手当の不支給及び支給の一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給等に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第2条 島根県企業局職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年島根県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第23条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

（島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 島根県病院局職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年島根県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第29条第1号中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第2号中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 2 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和27年島根県条例第8号)の一部を次のように改正する。  
第4条第2項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改める。  
(市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)
- 3 市町村立学校の教職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和31年島根県条例第39号)の一部を次のように改正する。  
第5条第2項中「会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例」を「会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償支給条例」に改める。

---

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

**島根県条例第42号**

島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

島根県国民健康保険条例（平成29年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第4号中「第4条の6第3項」を「第4条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

島根県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月28日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県条例第43号

島根県営住宅条例の一部を改正する条例

島根県営住宅条例（昭和34年島根県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号イ中「第10条第1項（）」を「第10条第1項又は第10条の2（これらの規定を）」に改める。

別表中「東高浜団地」を「東高浜団地  
西玉江団地」に改める。

#### 附 則

この条例中第6条第2項第3号イの改正規定は令和6年4月1日から、別表の改正規定は規則で定める日から施行する。